

指定管理業務点検・評価シート

平成23年 10月 3日

施設名	米子屋内プール	所在地	米子市皆生温泉3-18-3
施設所管課名	教育委員会スポーツ健康教育課	連絡先	0857-26-7919
指定管理者名	(財)鳥取県体育協会	指定期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日

1 施設の概要

設置目的	スポーツ（水泳）の振興と県民の心身の健全な発達に寄与する。
設置年月日	昭和55年 3月22日
施設内容	○敷地面積：14,325㎡ ○延床面積：プール棟 2,102㎡、 管理棟 1,414㎡、 トレーニング棟 1,490㎡ ○施設内容：屋内プール 25m 6コース、幼児用プール、管理棟、事務室、機械室他、 トレーニング棟、トレーニングホール
利用料金	(施設ホームページのとおり)
開館時間	【プール】夏季以外 午前10時～午後8時 (夏季7月～9月) 午前9時30分～午後9時 【トレーニングホール】夏季以外 午前9時～午後8時 (夏季7月～9月) 午前9時～午後9時
休館日	毎週水曜日（その日が休日に当たる時はその直後の休日でない日）、12月29日～1月3日。 ただし米子市小中学校夏休み期間中は開館。

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	○米子屋内プールの施設設備の維持管理に関する業務（施設設備の保守管理、修繕、清掃、保安警備等） ○米子屋内プールの利用の許可、利用料金の徴収等に関する業務 ○その他施設の管理運営に必要な業務（利用者の受付・案内、付属設備・備品の貸出、利用指導・操作・利用者へのサービスの提供、施設の利用促進、その他施設の管理運営に必要な業務） ○スポーツの普及振興
---------	---

3 施設の管理体制

	正職員：6人、嘱託職員：5人、臨時職員：1人 [計12人]
管理体制	<pre> graph TD A[館長 (正職員1)] --- B[次長 (1)] A --- C[体育指導員 (正職員3)] A --- D[スタッフ (正職員1)] A --- E[嘱託職員 (5)] A --- F[臨時職員 (1)] </pre>

4 施設の利用状況

利用者数 (人)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	22年度		5,243	6,356	7,136	11,019	9,896	6,260	6,509	6,227	4,930	4,131	5,290	5,716
21年度		5,274	6,649	8,112	12,350	12,358	7,947	6,782	4,189	149	1,783	1,840	3,770	71,203
増減		-31	-293	-976	-1,331	-2,462	-1,687	-273	2,038	4,781	2,348	3,450	1,946	7,510

利用料金収入 (千円)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	22年度		3,186	793	841	1,718	1,758	3,134	970	677	474	2,719	652	647
21年度		3,639	885	996	1,999	4,581	1,040	808	449	23	167	45	666	15,298
増減		-453	-92	-155	-281	-2,823	2,094	162	228	451	2,552	607	-19	2,271

5 収支の状況

区 分		2 2 年 度	2 1 年 度	増 減	
収入	事業収入	施設使用料	9,559	7,987	1,572
		教室参加料	7,912	7,310	602
		イベント収入	98	114	-16
		小 計	17,569	15,411	2,158
	事業外収入	自動販売機手数料ほか	1,706	1,859	-153
		県委託料	45,625	45,454	171
		小 計	47,331	47,313	18
計	64,900	62,724	2,176		
支出	人 件 費	36,010	33,300	2,710	
	管理運営費	26,121	22,587	3,534	
	事 業 費	342	258	84	
	そ の 他	41	0	41	
	計	62,514	56,145	6,369	
収 支 差 額		2,386	6,579		

6 サービスの向上に向けた取組み

区 分	取 組 み 内 容
開館時間	通常営業 10:00~20:00 夏季期間(7月~9月)9:30~21:00
休館日	毎週水曜日 年末年始(12/29-1/3) ※但し夏季期間は無休
利用料金	鳥取県民の日(9月12日)、9月第2土曜日とその翌日 : 無料開放
AEDの管理	すべての職員が、普通救命講習Ⅱを修了し、資格を得ている。

7 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	<ul style="list-style-type: none"> ・「利用者の声」の収集とアンケート調査を実施 ・鳥取県インターネットによる予約申込・状況の確認が可能であること、その制度の広報活動(受付に案内及び掲示) ・鳥取県体育協会のホームページにもリンク ・相談コーナーの設置 ・施設窓口での意見受付 ・外部評価委員からの意見聴取
------------	--

利用者からの苦情・要望	対 応 状 況

利用者からの積極的な評価
外部評価委員会において下記の意見があった。 ・接客態度については好評であり、また意見・要望を伝えた際は、すぐに対応してくれる。 ・特に障がい者との関わりが高い施設であり(トランポリン教室や水泳指導など)今後も継続して欲しい。 ・夏休み期間など子供の利用が増える時期など、監視体制が十分であり安心して利用ができる。

8 指定管理者による自己点検

〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕

- ①経費の削減
 - ・第三者委託業務の期間を3年から5年間としたことによる委託料の削減。
 - ・委託業務の仕様書を再確認し、職員でできるものは職員実施。
 - ・職員による草刈等の周辺環境整備及び施設管理。
 - ・節水、節電、コピー用紙のリユースの徹底。
- ②職員の意識改革
 - ・過去4年間の経験と指定管理者制度の選考過程を通じて更なるコスト意識やサービス精神が向上。
 - ・接遇研修等を積極的に受講。
 - ・より利用しやすいよう常に利用者側の目線を持つ。
 - ・障がい者スポーツ指導員資格、ボイラー資格等を取得し、職員間の意識改革や向上心に繋がった。
- ③利用者の増
 - ・スポーツ教室の拡充（教室数の増加、トレーニングホール活用の教室）により利用者が増加。
- ④県や関連機関との連携
 - ・県の方針や施策との整合を図りながら施設運営。
 - ・鳥取県トランポリン競技大会等の主会場として、準備段階から全面的に協力し、大会を無事成功裡に終えることができた。
 - ・スポーツ施設における子育て支援事業に協力し、教室開催時には託児所として研修室を開放。また土日祝祭日にはキッズルームとして開放した。
- ⑤市民との連携
 - ・スペシャルオリンピックス鳥取準備委員会の水泳部門に協力し、全国大会参加選手の指導。
 - ・皆生トライアスロン大会拠点として一部施設を活用いただき支援。
 - ・第4回全日本アクアスロン皆生大会で施設を活用していただき支援及びボランティアスタッフの派遣。
 - ・レクリエーションカヌー保管場所の提供。
 - ・皆生プレイパーク運営委員会登録メンバーになる。
- ⑥環境配慮活動
 - ・T E A S（鳥取県版環境管理システム）を遵守することにより、環境に配慮した施設運営を行った。
 - ・利用者の参画も得て、アイスの棒、ペットボトルのふた、ブルタブの回収運動を実施。
- ⑦AED（自動体外式除細動器）の管理
 - ・すべての職員が事故に対応できるよう、普通救命講習を受講し、有資格者として職務に当たる。
- ⑧外部評価委員会
 - ・外部有識者、施設利用者をメンバーとして、外部評価委員会を開催。
 - *要望・意見・接客態度・教室内容の充実・協力事業の内容等、おおむね高い評価を得ることができ、今後もより一層サービスの向上を目指す。
- ⑨障がい者の利用拠点
 - ・県立養護学校の課外指導を実施。
 - ・全日本アクアスロン大会の開催施設として可能な限り協力。
 - ・トランポリン教室を実施。
- ⑩利用しやすい施設への取組み
 - ・1階栄養指導室跡を託児所（平日の教室開催期間）及びキッズルーム（土日祝）として提供。
 - ・トレーニングホール2階ランニングデッキ部分に簡易トレーニング機器使用の際にけが等の恐れがないように間仕切りを設置。

〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕

- ①苦慮している点
 - ・県と連携し修繕等を行っているが、施設・設備の老朽化が著しい。
- ②積極的に取り組む事項
 - ・利用者にとって安心・安全な施設であるよう職員全員が定期的に事故防止のための講習会を実施するなど、職員の資質向上を目指していく。

9 施設所管課による業務点検

項 目	評 価	点 検 結 果
〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕 ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	A	○各種点検業務、機械警備業務、清掃委託業務について、業者と委託契約を締結し適切に実施している。 ○職員が巡回し、危険箇所等の確認し、修繕の必要な箇所があった場合には迅速に対応している。 ○プールの監視体制が充実しており、安心安全な利用が可能。
〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕 ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免	B	○スポーツの振興を図るため、関係団体と連携し、各種大会や展示会の開催等の利用調整を行っている。 ○スポーツ教室の拡充やイベントの開催等により収入の確保に努めている。 ○利用料徴収、減免について、基準に従い適正に行われている。
〔その他管理施設の管理に必要な業務〕 ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	B	○受付窓口での案内をはじめ、利用者へ積極的に声をかけ、利用者が親しみやすく、かつ、利用しやすいよう心がけている。
〔利用者サービス〕 ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	A	○利用者の利便性を考慮し休館日を変更したり、各大会等の開催時間によって開館時間を柔軟に変更している。 ○各種のイベントを計画したり、開催することをホームページ等で周知している。 ○他の体育施設とのネットワークを構築し、情報提供を行っている。 ○アンケートにより利用者からの意見を把握し、管理運営に取り入れている。 ○スポーツ関係大会の運営協力やスポーツ関連事業での交流など各種団体との積極的な連携を行い、地域住民のための施設としての役割を果たしている。
〔収入支出の状況〕	B	○新規イベントの企画や各種教室の拡充などの積極的な取組により、事業収入の促進に努めている。 ○外部への委託業務において、3か年契約の制度や指名競争入札等を積極的に導入し、経費の節減に努めている。
〔職員の配置〕	B	○適切な管理運営を行うにあたって、適正な人員配置がされている。
総 括	B	○指定管理者制度導入後、新規イベントの企画、外部委託での経費の節減、利用者からの意見反映、利用者の利便性の確保を図っており、適切な管理運営を行っている。

- 《評価指標》 A：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
 B：おおむね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
 C：一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み又は改善される見込みである。
 D：協定書の内容に対し、不適切な事項が認められ、大いに改善を要する。